

改正

平成25年6月11日告示第86号

平成26年3月31日告示第63号

平成28年3月28日告示第64号の3

平成29年3月23日告示第44号の1

平成29年10月20日告示第125号

恵那市広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、恵那市（以下「市」という。）の資産を広告媒体として活用し、広告媒体に有料で広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）により、市の新たな自主財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

一部改正〔平成25年告示86号〕

(広告媒体の種類)

第2条 広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる市の資産のうち、広告掲載することがふさわしいと認められるものとする。

- (1) 市の広報紙、刊行物及び印刷物
- (2) 市が管理又は運営するウェブサイト
- (3) 市の施設
- (4) その他広告媒体として活用できる資産

(掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告の基準は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類するもの
 - イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続中又は更生手続中のもの
 - エ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

オ 市に納付すべき税を滞納しているもの

カ その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不適当であると市長が認めるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

(6) 社会問題についての主義主張に係るもの

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団等の利益につながるもの又はそのおそれがあるもの

(9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告の基準は、当該広告媒体ごとに別に定めることができるものとする。

一部改正〔平成25年告示86号〕

(広告の募集)

第4条 広告媒体に掲載する広告を募集しようとする場合は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 公募による方法

(2) 入札による方法

(3) 広告代理業者への委託による方法

(4) 広告主になり得る者への案内による方法

2 前項の募集をしようとする場合は、あらかじめ、広告媒体ごとに次に掲げる事項を記載した募集要項を定めるものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の規格、枠数、掲載位置及び掲載期間

(3) 広告の募集方法及び募集期間

(4) 広告の選定方法

(5) 広告掲載料及びその納付方法

(6) 広告掲載の申込書

(7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集に必要な事項

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望するもの(以下「掲載希望者」という。)は、前条第2項第6号の申込書に広告原稿案、デザイン案その他の掲載しようとする広告の内容がわかるものを添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の審査及び決定)

第6条 市長は、前条の申込書の提出があった場合は、第3条に規定する基準により申込書及び掲載しようとする広告の内容の適否を審査し、広告の掲載又は不掲載について決定し、その結果を掲載希望者に通知するものとする。

2 市長は、広告の掲載を決定したものについて、当該広告の内容に補正等の条件を付することができるものとする。

(広告掲載の選定基準)

第7条 前条第1項の審査をするに当たり、広告の枠数を超える申込みがある場合の優先順位は、第4条第1項第1号の公募による方法の場合に限り、次のとおりとする。

(1) 第1順位 広告掲載期間が長いもの

(2) 第2順位 市内に事業所等を有するもの

2 前項の規定によってなお同位となる掲載希望者がある場合は、抽選又は募集要項に定めた方法により決定するものとする。

3 抽選による決定に当たっては、事前に当該掲載希望者に告知し、立ち合わせるよう努めるものとする。

(審査委員会)

第8条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、恵那市広告事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(1) 第6条第1項の適否の審査に関すること。

(2) その他広告の掲載に関すること。

2 審査委員会は、委員長及び委員で構成する。

3 委員長は、まちづくり企画部長をもって充てる。

4 委員は、企画課長、総務課長及び財務課長をもって充てる。

5 岐阜県屋外広告物条例(昭和39年岐阜県条例第47号)第7条の規定による許可が必要な屋外広告に関する審査の場合は、委員に都市住宅課長を加えることができるものとする。

6 委員長は、前2項の委員のほか、審査する内容に関連する所管の課長等を臨時の委員として加

えることができるものとする。

7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

8 審査委員会の庶務は、まちづくり企画部企画課において処理する。

一部改正〔平成26年告示63号・28年64号の3・29年44号の1〕

(会議)

第9条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(広告掲載料の納入)

第10条 第6条第1項の規定により広告の掲載について決定の通知を受けた掲載希望者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、市長の指定する方法で広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の提出)

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに、市長の指定する方法で掲載する広告原稿を提出しなければならない。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告内容の変更)

第12条 市長は、掲載する広告内容が第3条の基準に違反すると認める場合は、広告主に対して広告内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

(1) 広告主がこの要綱又は広告媒体ごとに定める募集要項に違反したとき。

(2) 広告主が広告掲載の決定後に第3条の基準に該当することとなったとき、又は該当することが判明したとき。

- (3) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (4) 市長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (5) 広告主が前条の広告内容の変更の求めに応じなかったとき。
- (6) その他市長が広告掲載を適当でないと認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、広告掲載の決定後においても、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告掲載を取り下げようとする広告主は、書面により市長に申し出るものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 第10条の規定により納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったとき。

(2) その他市長が特に返還する必要があると認めたとき。

2 前項の規定により返還する広告掲載料の額は、掲載できなくなった日以降の既納の広告掲載料の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責任等)

第16条 広告主は、掲載した広告の内容等広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、掲載した広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び掲載した広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から市に対して掲載した広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、自らの責任及び負担において解決するものとする。

4 広告主は、広告の掲載期間が終了した場合は、自らの責任及び負担において、速やかに、掲載した広告を撤去するとともに広告媒体を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

5 広告主は、掲載した広告が破損等した場合は、自らの責任及び負担において、速やかに、修復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成29年告示125号〕

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月11日告示第86号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第63号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第64号の3）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日告示第44号の1）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月20日告示第125号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。